

第 21 期第 53 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年 2月 26日 (金) 13時 00分 ~
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 佐賀県資源管理方針の変更について (諮問)
P 1 ~ P 1 0
- (2) 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 (案)
について (諮問)
P 1 1 ~ P 1 2
- (3) 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則について (協議)
P 1 3 ~ P 1 5
- (4) 佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (案) について (諮問)
P 1 6 ~ P 2 7
- (5) くろまぐろの漁獲制限の勧告について (報告)
P 2 8 ~ P 2 9
- (6) 水産流通適正化法について (報告)
P 3 0 ~ P 4 9
- (7) その他

水産第 3515 号
令和 3 年 2 月 24 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針について（諮問）

このことについて、令和 2 年 12 月 1 日に制定した佐賀県資源管理方針について、漁業法第 14 条第 9 項の規定により、変更を行う必要があります。

については、別添のとおり佐賀県資源管理方針の変更(案)を作成しましたので、同法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 寺田)

佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年4月1日

佐賀県知事 山口 祥義

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量78千トン（平成30年）、生産額は331億円（平成29年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 くるまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び**その他**佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び**その他**佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を**併せて**行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び**その他**佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び**その他**佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を**併せて**行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の
事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業
所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による
管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合に
おける当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、
それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）</u>
<u>定置漁業</u>	<u>2 統</u>
<u>小型定置網漁業</u>	<u>60 統</u>

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）（30 キログラム未満のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）（30 キログラム以上のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

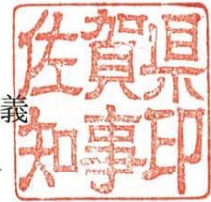
第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

水産第3414号
令和3年2月15日

松浦海区漁業調整委員会会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事
管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課
漁業調整担当 藤崎、永江
電話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

別紙（案）

くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	0.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型）漁業	0.9トン
佐賀県くろまぐろ（大型）漁業	6.0トン

第2 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

佐賀県知事管理区分佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（令和2年規則第 号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則</p> <p>平成31年2月1日 佐賀県規則第2号</p> <p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。</p> <p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小型くろまぐろ 30キログラム未満のくろまぐろをいう。 (2) 大型くろまぐろ 30キログラム以上のくろまぐろをいう。 (3) 管理期間 小型くろまぐろ又は大型くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第3条第1項の基 本計画で定める期間をいう。</p>	<p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則</p> <p>令和3年月日 佐賀県規則第 号</p> <p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。</p> <p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、知事管理区分に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小型くろまぐろ 30キログラム未満のくろまぐろをいう。 (2) 大型くろまぐろ 30キログラム以上のくろまぐろをいう。 削除</p>

<p>(4) <u>定置漁業等 漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業及び佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号）第7条第15号に規定する小型定置網漁業をいう。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(採捕状況の告示)</p> <p>第3条 知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するとき は、直ちにその旨を告示するものとする。</p>	<p>(採捕状況の告示)</p> <p>第3条 知事は、管理年度ごとに、次に掲げる場合に該当するとき は、直ちにその旨を告示するものとする。</p>
<p>(1) 小型くろまぐるろ又は大型くろまぐるろの採捕の数量（以下「採捕の数量」という。）が、知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	<p>(1) 小型くろまぐるろ又は大型くろまぐるろの採捕の数量が、知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>
<p>(2) <u>定置漁業等に係る採捕の数量が、法第4条第1項の都道府県計画（以下「県計画」という。）で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(3) <u>定置漁業等以外の漁業に係る採捕の数量が、県計画で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(採捕の停止)</p> <p>第4条 知事が前条の規定により次の各号に掲げる規定に該当する旨の告示をした場合には、当該各号に定める者は、当該告示の日 の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐるろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	<p>(採捕の停止)</p> <p>第4条 知事が前条の規定により採捕の停止の告示をした場合には、<u>佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理年度の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐるろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>
<p>(1) <u>前条第1号 定置漁業等、定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者</u></p>	<p>削除</p>
<p>(2) <u>前条第2号 定置漁業等を営む者</u></p>	<p>削除</p>
<p>(3) <u>前条第3号 定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者</u></p>	<p>削除</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当</p>

<p>附 則 この規則は、<u>公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。</u></p>	<p><u>しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係るくまぐるを採捕することができる。</u></p> <p>附 則 この規則は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p>
--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

水産第3551号
令和3年(2021年)2月25日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について (諮問)

このことについて、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第8項の規定により、県計画の変更を行う必要があります。

ついては、別添のとおり第6管理期間に係る都道府県計画の変更(案)を作成しましたので、同法第4条第10項で準用する同法第4条第4項の規定により、貴委員会の意見を令和3年3月1日(月)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

有漁調委第 62 号
令和 3 年 2 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）
に係る協議の付託について（依頼）

今般、佐賀県知事から別紙のとおり諮問があり、緊急に委員会を開催し、答申する必要がありますが、答申期限までに委員会を開催することが困難であることから、貴海区での承認でもって当海区の承認とさせていただきたく、下記のとおり協議を付託します。

記

【付託する協議事項】

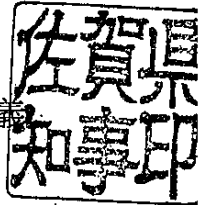
「佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）」について

水産第3551号
令和3年(2021年)2月25日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(諮問)

このことについて、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第8項の
規定により、県計画の変更を行う必要があります。

については、別添のとおり第6管理期間に係る都道府県計画の変更(案)を作成
しましたので、同法第4条第10項で準用する同法第4条第4項の規定により、
貴委員会の意見を令和3年3月1日(月)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（案）新旧対照表

変更後	変更前
<p>佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>令和2年4月1日公表 令和2年6月16日一部改正 令和2年8月12日一部改正 令和3年月 日一部改正</p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針 1～5 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県の知事管理量に関する事項 略</p>	<p>佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>令和2年4月1日公表 令和2年6月16日一部改正 令和2年8月12日一部改正</p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針 1～5 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県の知事管理量に関する事項 略</p>

変更後	変更前																		
<p>第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 採捕の種類別の数量</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p>	<p>第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 採捕の種類別の数量</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1520 512 2125">採捕の種類</th> <th data-bbox="451 1319 512 1520">小型魚</th> <th data-bbox="451 1113 512 1319">大型魚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1520 576 2125">本県の漁船漁業等の割当量</td> <td data-bbox="515 1319 576 1520">1. 0トﾝ</td> <td data-bbox="515 1113 576 1319">0. 6トﾝ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1520 639 2125">本県の定置漁業の割当量</td> <td data-bbox="579 1319 639 1520">3. 1トﾝ</td> <td data-bbox="579 1113 639 1319">8. 0トﾝ</td> </tr> </tbody> </table>	採捕の種類	小型魚	大型魚	本県の漁船漁業等の割当量	1. 0トﾝ	0. 6トﾝ	本県の定置漁業の割当量	3. 1トﾝ	8. 0トﾝ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 512 512 1106">採捕の種類</th> <th data-bbox="451 311 512 512">小型魚</th> <th data-bbox="451 91 512 311">大型魚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 512 576 1106">本県の漁船漁業等の割当量</td> <td data-bbox="515 311 576 512">3. 1トﾝ</td> <td data-bbox="515 91 576 311">4. 6トﾝ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 512 639 1106">本県の定置漁業の割当量</td> <td data-bbox="579 311 639 512">1. 0トﾝ</td> <td data-bbox="579 91 639 311">4. 0トﾝ</td> </tr> </tbody> </table>	採捕の種類	小型魚	大型魚	本県の漁船漁業等の割当量	3. 1トﾝ	4. 6トﾝ	本県の定置漁業の割当量	1. 0トﾝ	4. 0トﾝ
採捕の種類	小型魚	大型魚																	
本県の漁船漁業等の割当量	1. 0トﾝ	0. 6トﾝ																	
本県の定置漁業の割当量	3. 1トﾝ	8. 0トﾝ																	
採捕の種類	小型魚	大型魚																	
本県の漁船漁業等の割当量	3. 1トﾝ	4. 6トﾝ																	
本県の定置漁業の割当量	1. 0トﾝ	4. 0トﾝ																	
2 略	2 略																		
<p>第4 くらまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1～4 略</p>	<p>第4 くらまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1～4 略</p>																		
<p>第5 その他くらまぐろの保存及び管理に関する重要事項について</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(4)略</p>	<p>第5 その他くらまぐろの保存及び管理に関する重要事項について</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(4)略</p>																		

(別添)

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年4月1日公表

令和2年6月16日一部改訂

令和2年8月12日一部改訂

令和3年 月 日一部改訂

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、主に冬から春にかけて玄界灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲上限のうち本県の知事管理数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理数量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理数量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理数量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県の知事管理量に関する事項

第6 管理期間（R2.4.1 から R3.3.31）

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	4. 1トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	8. 6トン

- ・「本計画で当初定めた漁船漁業等の割当量」又は「本計画で当初定めた定置漁業の割当量」は、第3で定めるところにより変化するのにあわせて、上表の本県の知事管理量も変化するものとする。
- ・全国数量(我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量)を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表し、当該公表がされた場合で、かつ、上表の本県の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	3. 1トン	4. 6トン
	1. 0トン	0. 6トン
本県の定置漁業の割当量	1. 0トン	4. 0トン
	3. 1トン	8. 0トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

- ・くろまぐろの配分量の融通措置については、令和元年11月27日付け元水管第1554号水産庁資源管理部長通知に定めるくろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に基づき対応していくこととする。

2 採捕の停止等の命令について

本県は、採捕の数量が採捕の種類別の各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第 10 条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

(1) 釣り漁業や曳き縄漁業等((2)の定置以外)

- ・ 目的操業は自粛する。
- ・ 30キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・ 放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- ・ 真にやむを得ない混獲で放流が困難な場合は水揚げし、漁獲報告を正確かつ速やかに行う。

(2) 定置漁業

- ・ 30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

2 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
佐賀玄海漁業協同組合	・定置漁業	・1か統当たり50キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業 ・釣り漁業 ・はえ縄漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕
小川島漁業協同組合	・釣り漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
佐賀玄海漁業協同組合	・各漁業者は、地区長に電話連絡	・地区長は、参事に電話連絡	・漁協(参事/総務課長/指導課長)は本県水産課にメール/FAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
小川島漁業協同組合			

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の本県への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。
曳き縄漁業 はえ縄漁業 釣り漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛の徹底、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 漁業者から本県全体の合計で1日原則0.3トン(農林水産大臣と協議して定める数量)を超える採捕の数量報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

3 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、本県の第2又は第3の数量の7割を超えた時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 【漁船漁業等】

漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ くらまぐろを獲ることを目的とした操業の自粛を徹底する。
- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 【定置漁業】

定置漁業の数量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ 魚探等で、くらまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

第5 その他くるまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

1 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくるまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

2 採捕の停止命令について

(1) 第2の知事管理量

第2の知事管理量の9割を超えるおそれが著しく大きい時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第3の採捕の種類別の数量

第3の採捕の種類別の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするために最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量(採捕の種類別の数量)について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量、漁船漁業等の広域管理量

全国数量、漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における当該都道府県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象とする。

(5) 第6管理期間までの超過分の差引等について

	超過量合計	第5期期首までの差引き済み数量	第6管理期間期首の差引き量	第3期、第4期及び第5期漁獲枠残の上乗せによる繰上げ返済分	第6期以降の差引き残量合計
第2管理期間超過分	10.3トン	0.6トン	0.2トン	1.4トン	8.1トン

第2管理期間の小型魚の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠1.1トンの2割を上限として52年間にわたって分割して差し引くこととしている。

よって、第6管理期間の漁獲枠超過量の差引き量は0.2トンとする。

なお、本県の第3管理期間の漁獲枠の残量0.8トン、第4管理期間の漁獲枠の残量0.2トン及び第5管理期間の漁獲枠の残量0.4トンは、第2管理期間超過量の第6管理期間以降の差引きに充当することとし、第6管理期間以降の差引き量の残量を8.1トンとする。

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）第4の3の（1）に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）第4の3の（1）に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和3年2月25日
佐賀県知事 山口 祥義

記

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ
- 2 管理期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合（2月24日現在）
30キログラム以上の大型魚 70.0%
（採捕の数量6.027トン/知事管理量8.6トン）
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
未定（来遊状況が例年と異なり、推定することが困難であるため）

水産第3542号
令和3年(2021年)2月25日

関係漁業協同組合代表理事組合長 様
" 各支所運営委員長 様
神集島黒瀬村張大敷組合 代表者 様

佐賀県農林水産部水産課長
(公印省略)

くろまぐろの漁獲制限について(勧告)

日頃より、くろまぐろの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。
さて、漁獲報告を集計した結果、本日(令和3年2月24日)付けで、本県のくろまぐろ(大型魚)の漁獲量が6.027トンとなり、第6管理期間漁獲枠の上限である8.6トンの70%に達しましたので、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」についての定めにより以下のとおり勧告しますのでご協力をお願いします。

- ・くろまぐろ(大型魚)の生存個体については全て放流すること。
- ・魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は休漁する。

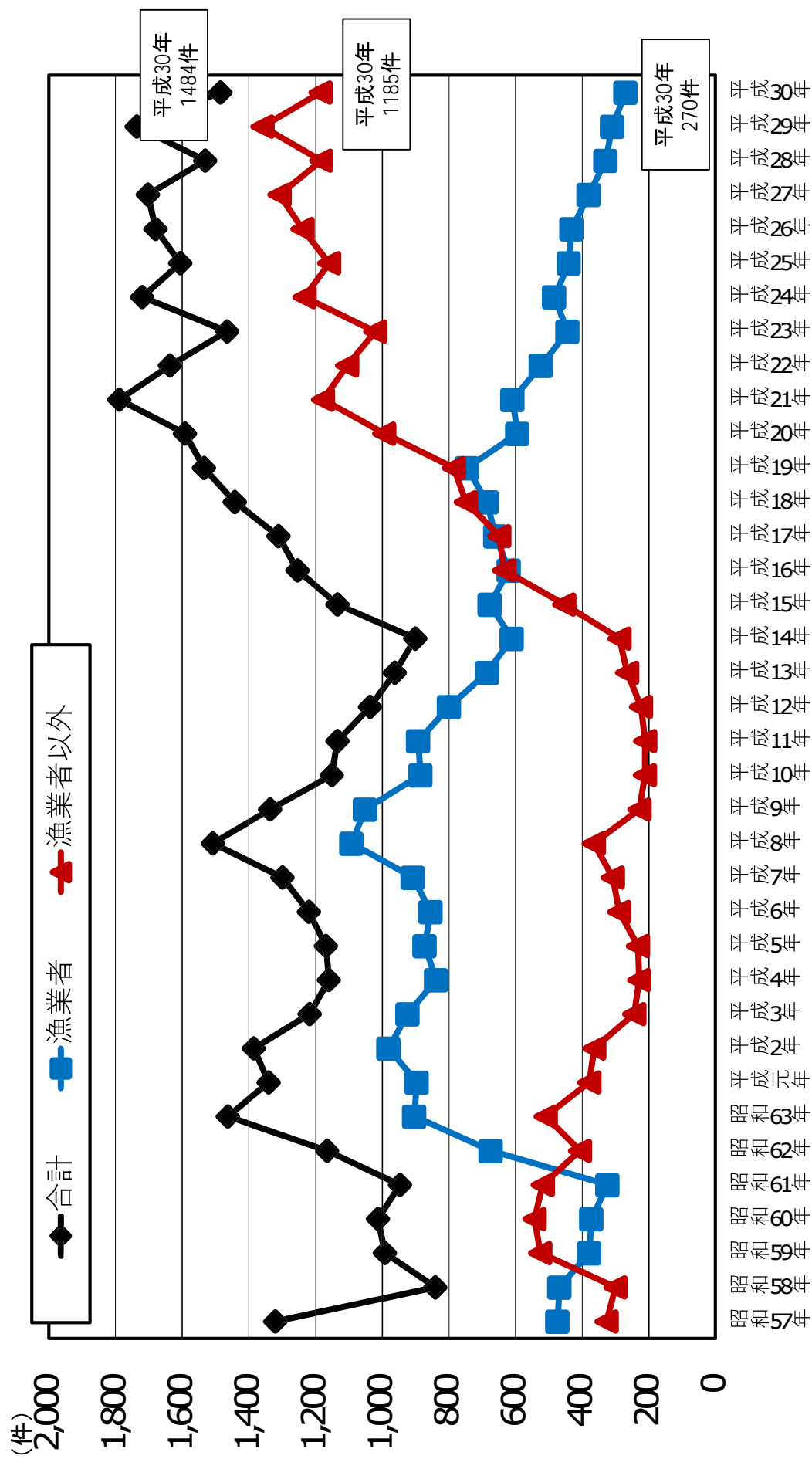
佐賀県 水産課 真島
電話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

水産流通適正化法について

水産庁加工流通課

漁業関係法令に関する検挙件数の推移

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。



資料：都道府県調べ（平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移（海面）



※なまこについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

- 【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金
- 【対象行為】 許可、漁業権等に基づかず特定水産動植物を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ
を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

- 【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金
- 【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業、底びき網漁業等）を営んだ者に対して適用されます。

- 【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金
- 【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：サザエ、イセエビ等）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

- 【改正前】 20万円以下の罰金
- 【改正後】 100万円以下の罰金

国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

水産物流通に係る課題

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



水産物流通に係る対策

国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じる必要がある。

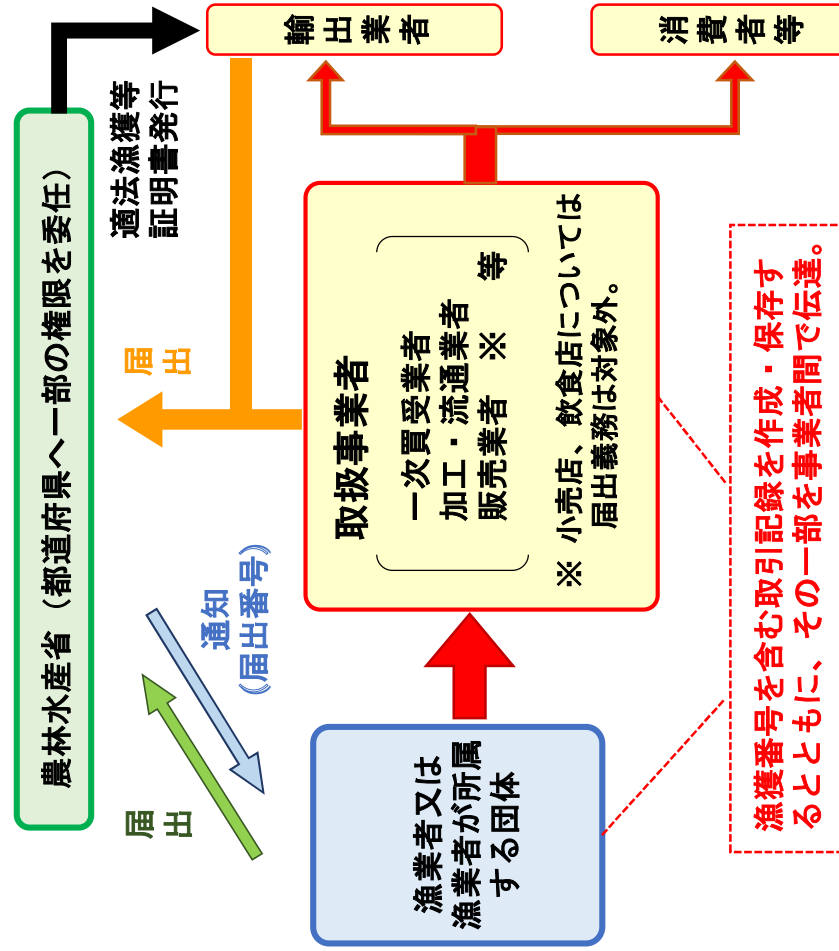
IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じる必要がある。

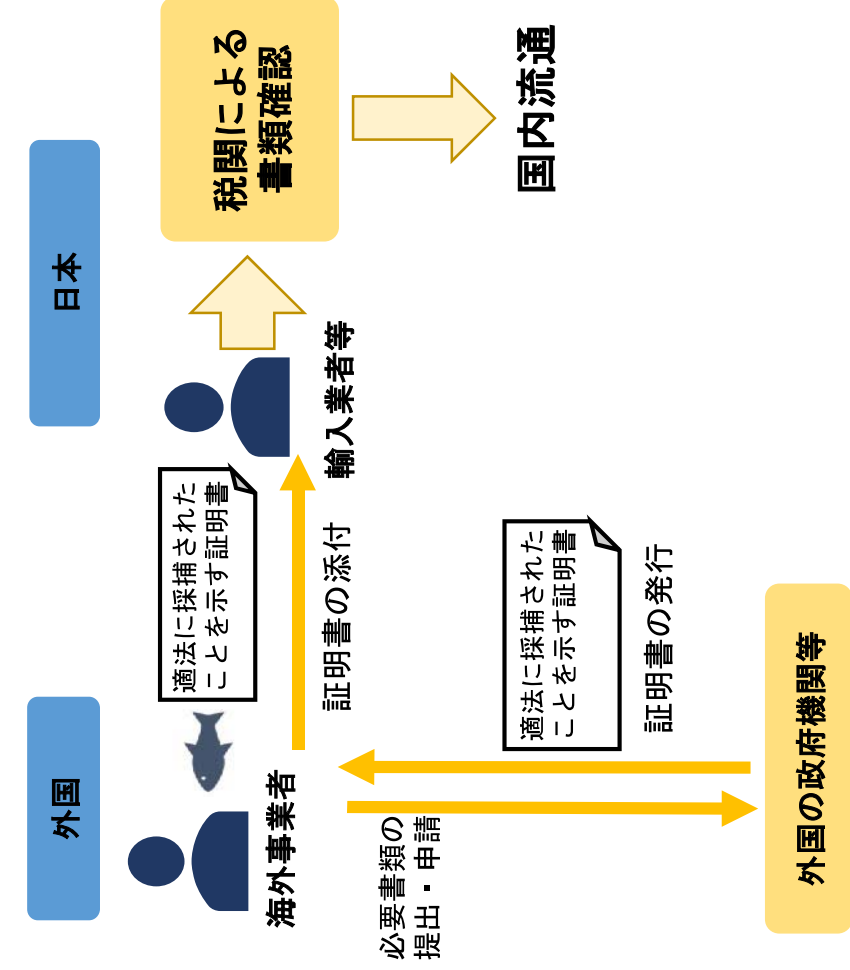
水産流通適正化制度の概要①

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

水産流通適正化制度の概要②

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならぬこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6ヵ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

特定第一種・第二種水産動植物等の取扱事業者に係る義務について

	法施行後	譲り渡す時
漁業者等	届出 (施行日6か月前～)	<p>①漁獲番号の伝達 ※ 伝票等に記載することも可</p> <p>②取引記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要</p>
加工業者 流通業者 輸入業者	届出 (施行後1か月以内) ※ 施行日以後、新たに事業を開始する者については、2週間以内に届出が必要	<p>譲り渡す時</p> <p>①漁獲番号の伝達 ※ 伝票等に記載することも可</p> <p>②取引記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要</p>
小売事業者 飲食店	届出は不要	<p>譲り受ける時</p> <p>○購入記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要</p>
輸出事業者	届出 (施行後1か月以内)	<p>輸出する時</p> <p>○適法漁獲等証明書の申請・添付</p> <p>譲り受ける時</p> <p>○購入記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要</p>
特定第二種水産動植物輸入事業者	届出は不要	<p>輸入する時</p> <p>○外国の政府機関等が発行する証明書等の添付</p>

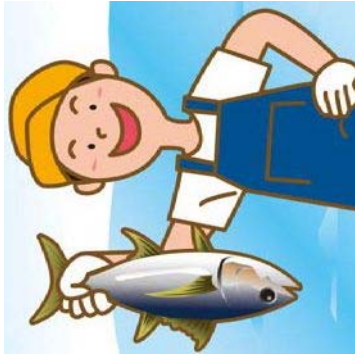
特定第一種水産動植物取扱事業者

漁業者・漁協や1次買受業者の対応について

農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)



漁業者・漁協



取引記録の
作成・保存義務

納品伝票

2021年○月○日
○○漁協
北海道○○市...

○○水産加工センター 殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
○月○日	なまこ	100kg	23,000	○□△-○□△-001
○月○日	なまこ	20kg	54,000	○□△-○□△-002
○月○日	なまこ	15kg	35,000	○□△-○□△-003
○月○日	なまこ	5kg	12,000	○□△-○□△-004

1次買受業者



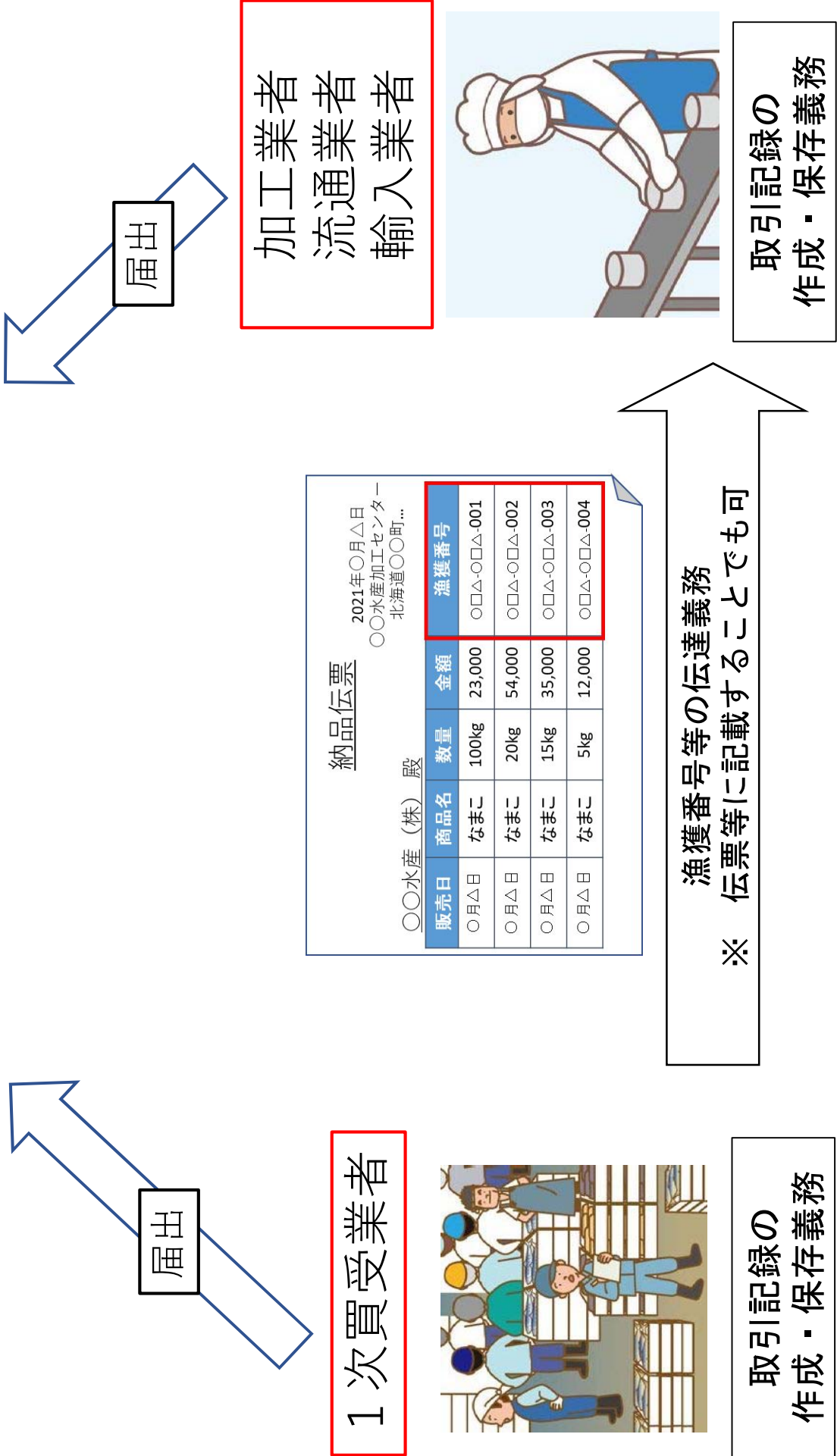
取引記録の
作成・保存義務

漁獲番号等の伝達義務

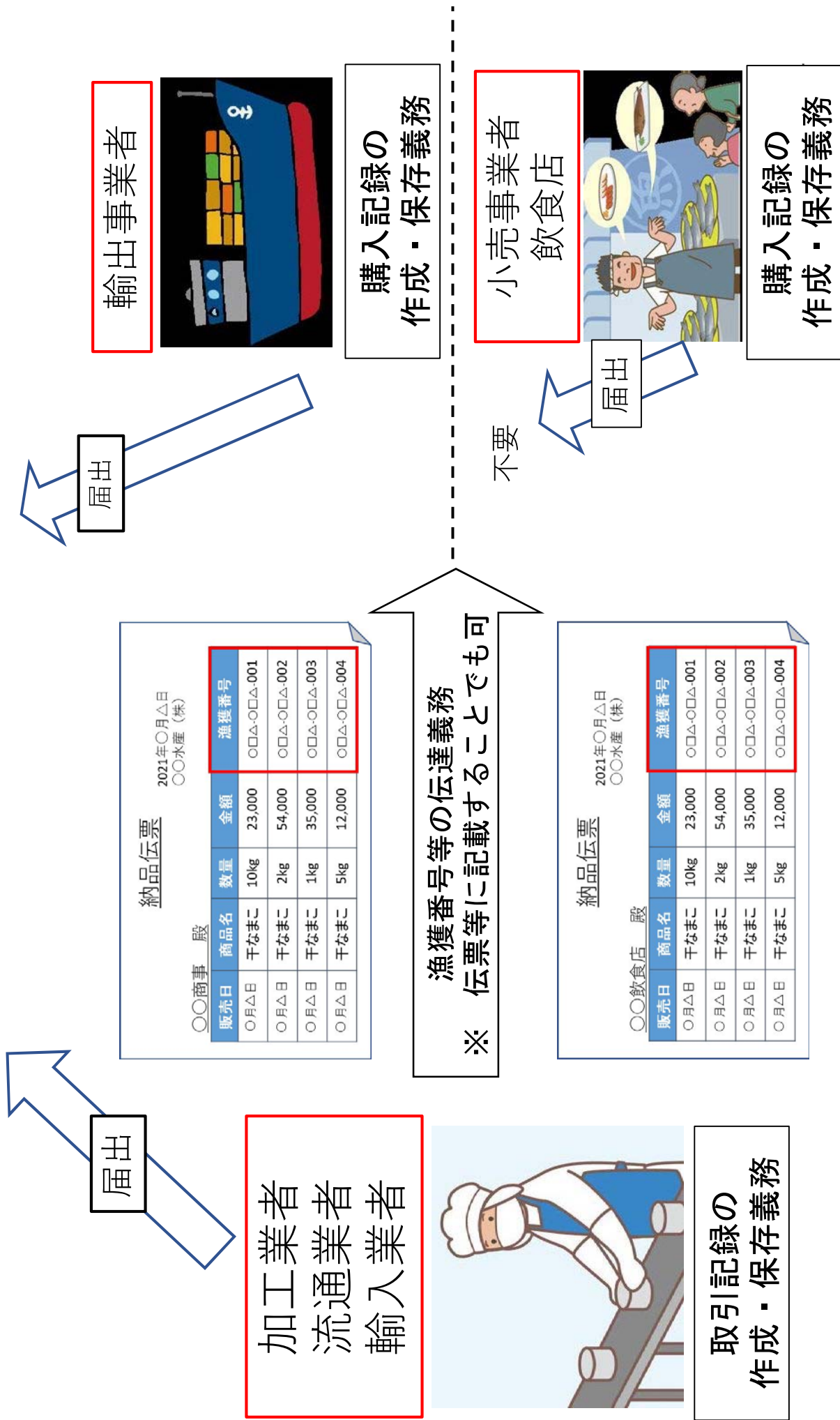
※ 伝票等に記載することも可

1 次買受業者や加工・流通・輸入業者の対応

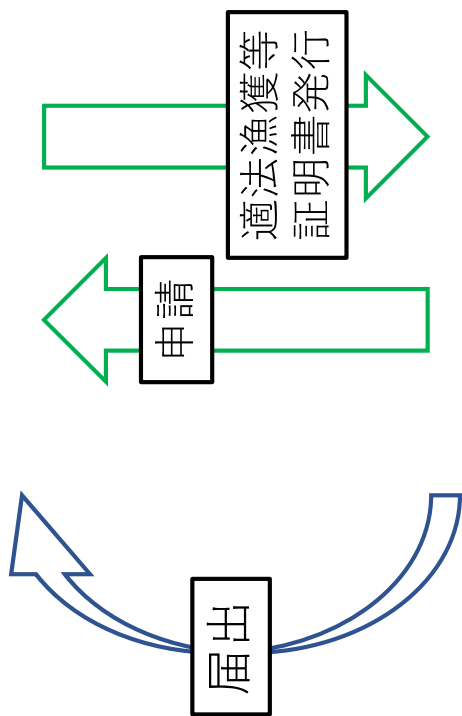
農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)



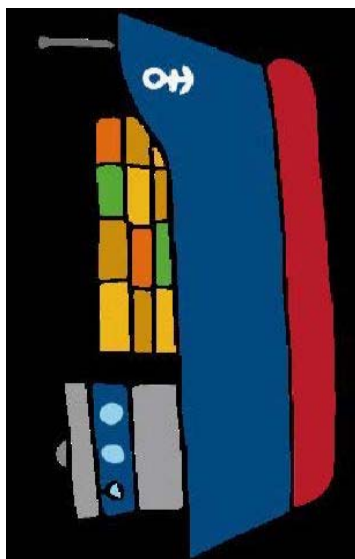
農林水産省（都道府県へ一部の権限を委任）



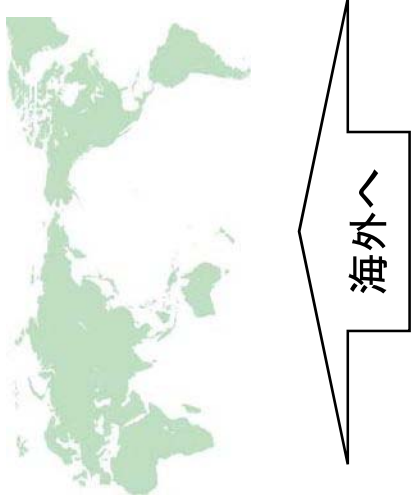
農林水産省



輸出事業者



取引記録の
作成・保存義務



税関

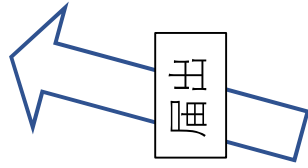


適法漁獲等
証明書の添付

小売事業者・飲食店や消費者の対応

農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)

不要

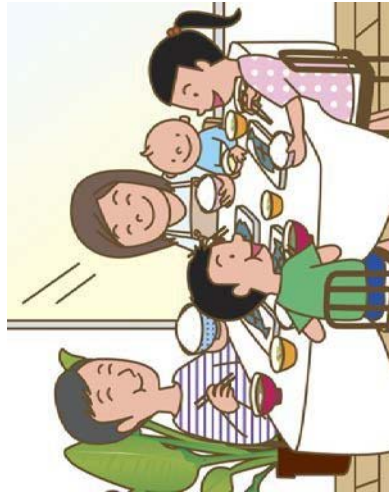


小売事業者
飲食店



購入記録の
作成・保存は必要
販売記録の
作成・保存は不要

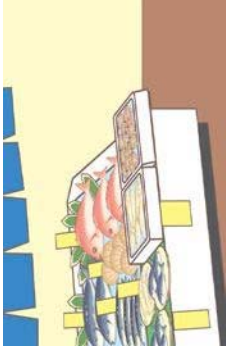
消費者



漁獲番号等の伝達→不要

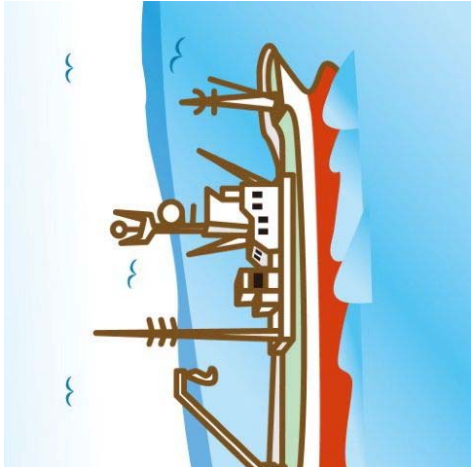
特定第二種水産動植物等を輸入する事業者の対応

農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)



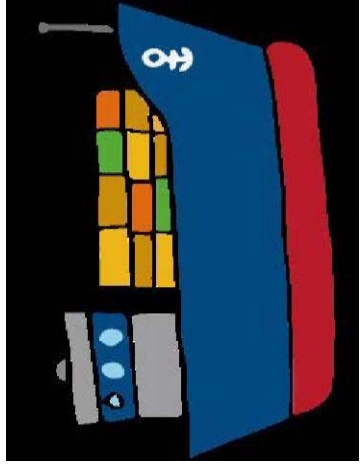
国内流通

海外事業者



外国政府
機関発行
の証明書
添付

輸入事業者



外国政府
機関発行
の証明書
添付

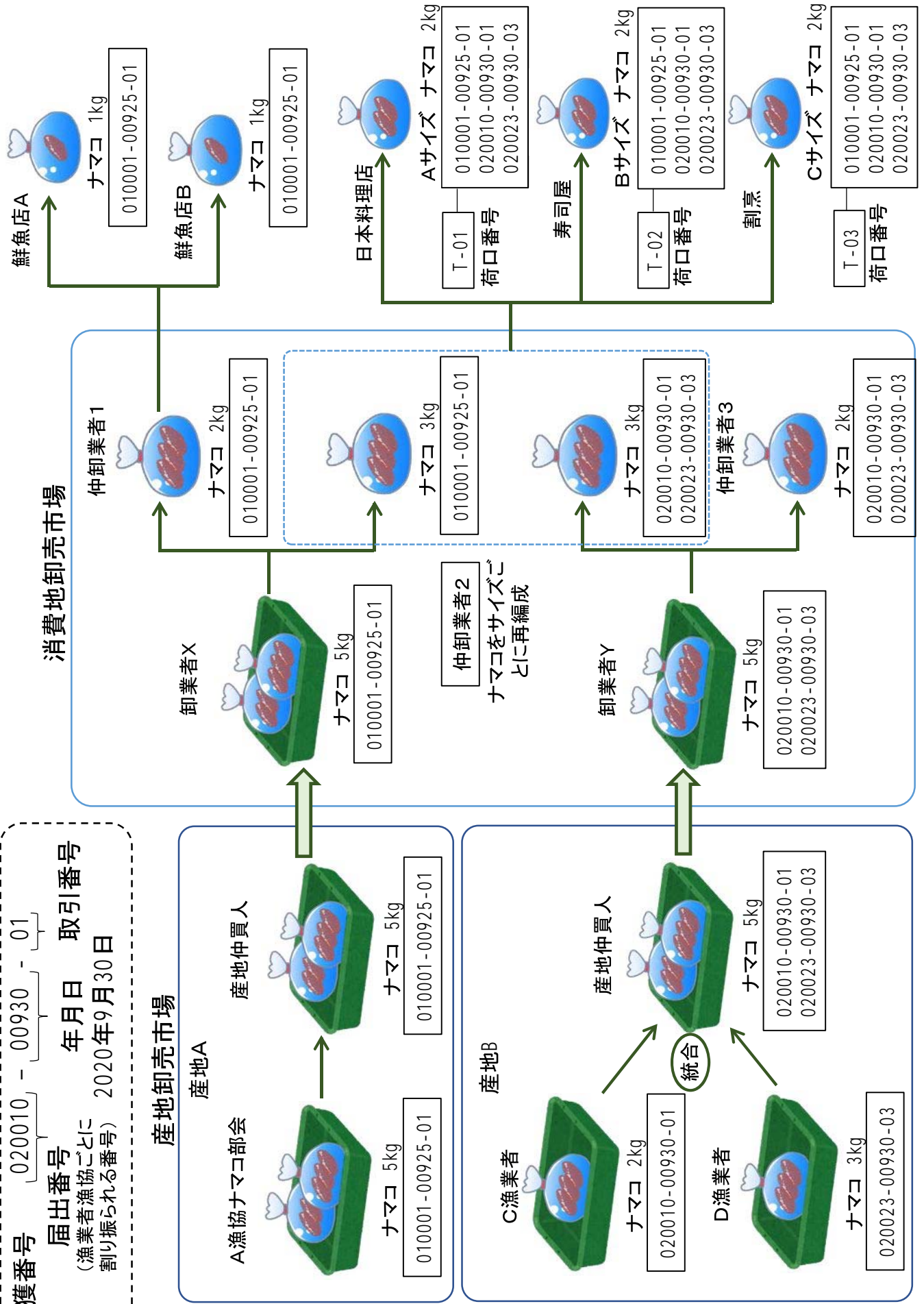
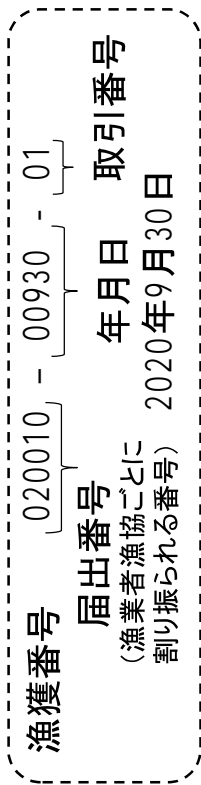
税関



税関

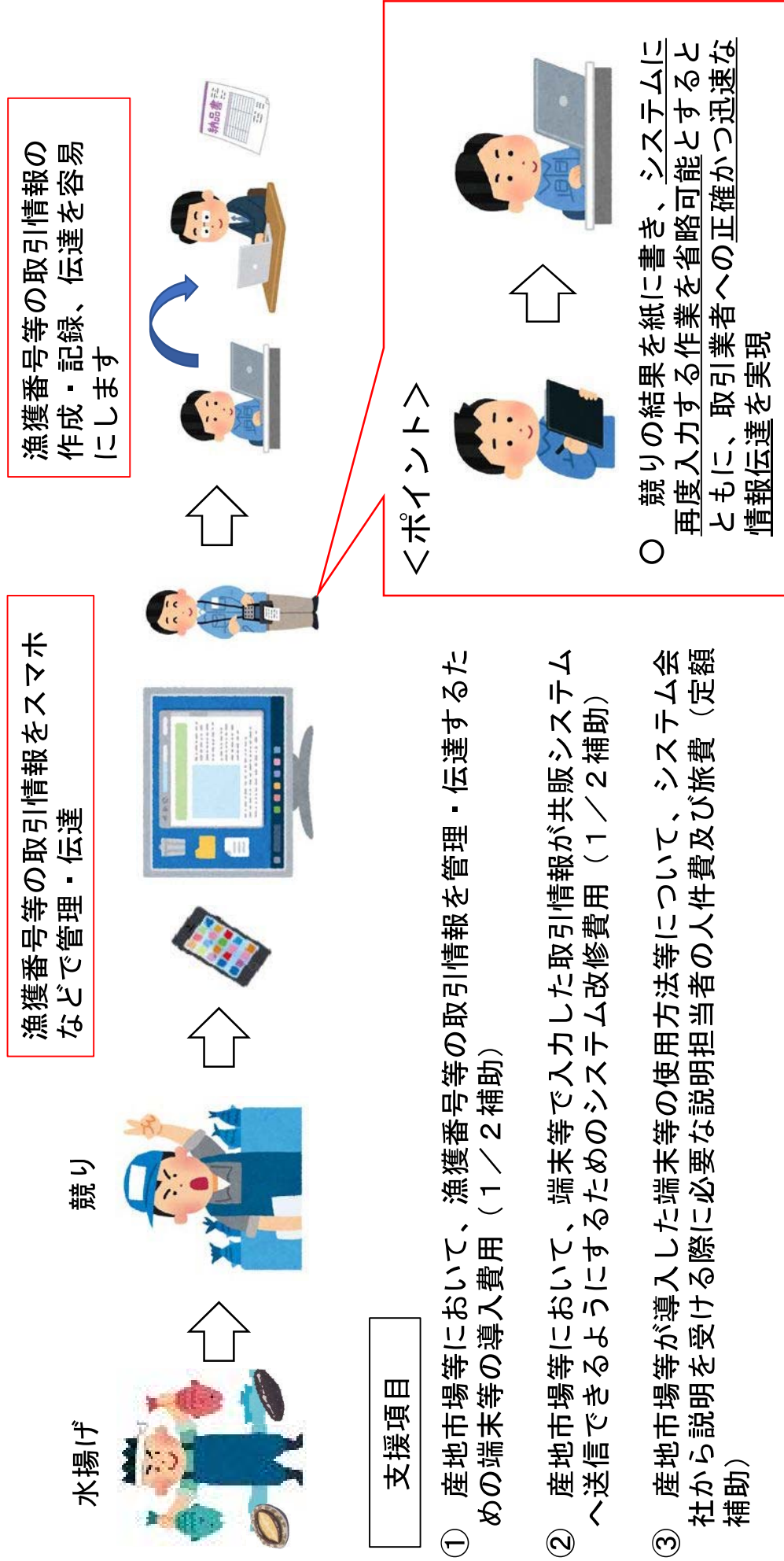
参考3

流通におけるロット統合・分割と漁獲番号の管理について(案)



産地市場・漁協に対する支援策について

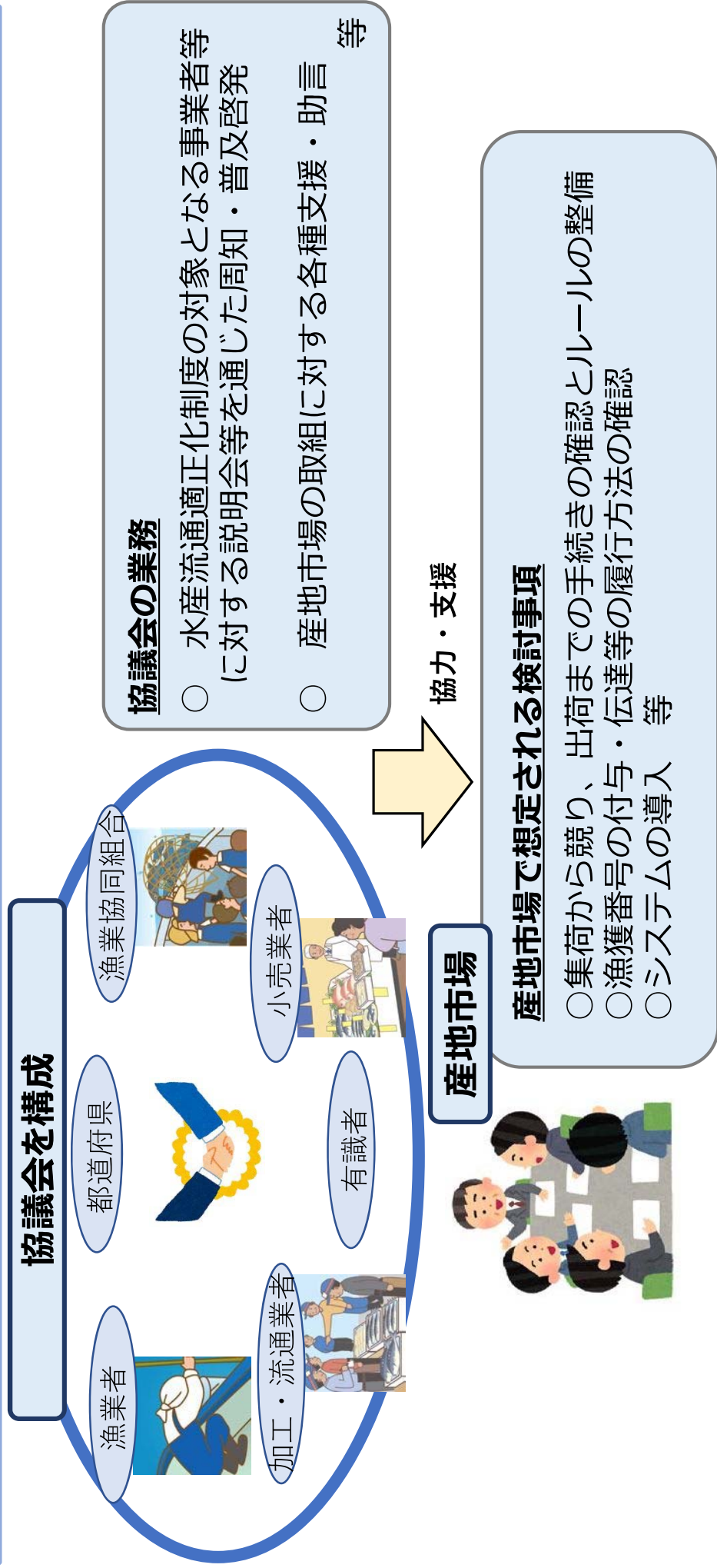
- 水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、産地市場・漁協等が、端末を利用して漁獲番号等の取引情報を電子化し、漁業者や仲買人に伝達するシステムの構築を支援。



- ① 産地市場等において、漁獲番号等の取引情報を管理・伝達するための端末等の導入費用（1 / 2 補助）
- ② 産地市場等において、端末等で入力した取引情報が共販システムへ送信できるようにするためのシステム改修費用（1 / 2 補助）
- ③ 産地市場等が導入した端末等の使用方法等について、システム会社から説明を受ける際に必要な説明担当者の人件費及び旅費（定額補助）

周知・普及啓発等に関する支援策について

- 水産流通適正化法の対象魚種となる特定の水産動植物の流通にあたっては、漁獲番号の伝達、記録の保存等が必要となるが、制度の円滑な施行に向け、各地域において制度の理解を深め、実行的かつ適正な取組をできるようにすることが必要。
- 当該制度は漁業者のみならず、加工業者・流通業者・販売業者等、多くの事業者の協力が不可欠であることから、関係者間で認識を共有し、協力して取り組む体制を構築する必要がある。
- そのため、都道府県単位で、都道府県、漁業協同組合、漁業者、加工・流通業者等を構成員とした協議会を組織していただく、国はその運営に対して支援を行うこととする。



本制度の導入による効果

本制度の導入により、

- 違法に採捕された水産物（違法漁獲物）を国内流通から排除することができ、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能となる。
- また、違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通業者、加工業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与することとなる。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境を実現できる。